

議案第11号

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について

次とおり職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成25年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、<u>援護</u>、<u>育成</u>、<u>更生</u>その他の措置を要する者を訪問し、<u>接見</u>して行う心身に著しい負担を与え、<u>調査</u>その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第3条第3項第1号から第3号まで（<u>同法第28条の2</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて正規の勤務時間以外の</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、<u>要保護者</u>又は<u>援護</u>、<u>育成</u>若しくは<u>更生</u>その他の措置を要する者を訪問し、<u>接見</u>して行う心身に著しい負担を与える指導、<u>相談</u>又は<u>調査</u>その他これらに準ずると人事委員会が認める業務（次号及び第5号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号）第3条第3項第1号から第3号まで</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 職員が次に掲げる法令の規定に基づき、勤務公署以外の場所において、その所持する公用の携帯電話端末その他の使用場所を特定しない通信機器を用いて正規の勤務時間以外の</p>

<p>時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応 その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事した とき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第3条第3項第1号（同法第28条の2において準用する 場合を含む。）</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>時間に行う心身に著しい負担を与える相談又は通報への対応 その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事した とき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第3条第3項第1号</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)</p>	
<p>第2条 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(知事への申出)</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められ</p>	<p>改 正 前</p> <p>(知事への申出)</p> <p>第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められ</p>

ること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

2 略

ること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

2 略

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入居者の選考） 第7条 略</p>	<p>（入居者の選考） 第7条 略</p>

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」）という。）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力又は配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(10) 略

(11) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」）という。）第10条各項の規定による命令を受けている者から暴力を受けた被害者（配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者をいう。）、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護を受けている者（一時保護を受けた者を含む。）及び配偶者からの暴力を理由に婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。）又は母子生活支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）に入所している者（当該施設に入所していた者を含む。）

ア 当該暴力の相手に対し配偶者暴力防止法第10条第1項から第4項まで（配偶者暴力防止法第28条の2において準用

する場合を含む。)の規定による命令が発せられている者

イ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護を受け、又は受けていた者

ウ 当該暴力を理由に婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。)

又は母子生活支援施設(児童福祉法(昭和22年法律第164

号)第38条に規定する母子生活支援施設をいう。)に入所

し、又は入所していた者

(12)・(13) 略

(12)・(13) 略

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。